

# ＊北海道公報

発行 北海道庁  
編集 総務局  
行 文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次 ページ

規 則

○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（産業人材課） 34

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 35

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 35

○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 36

○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 36

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 36

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 36

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 36

○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課） 37

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 37

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 37

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 37

道人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 39

規 則

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「5月15日」を「6月4日」に改める。

第19条第2項中「この項」の次に「及び次条第3項第1号」を、「乗じた額」の次に「。同

号において同じ。」を加える。

第20条第2項中「、証明書」の次に「（学院に在学する者に係るものを除く。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「前条（第3項第4号及び第5号を除く。）の規定により授業料の減免を受けている学生である場合は、当該者」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、当該証明書の交付を受けようとする者」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該証明書の交付を受けようとする者及びその生計を維持する者について証明書交付手数料の免除が行われる日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が5万1,300円未満である場合
  - (2) 前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
  - (3) 著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
- 別表第1札幌高等技術専門学院の項中

金属加工科	2年	-	-
-------	----	---	---

を

「金属加工科 2年 金属加工科 1年」に改め、同表函館高等技術専門学院の項中

システム制御技術科	2年	-	-	20人
機械技術科	2年	-	-	20人
建築技術科	2年	-	-	10人

を

「システム制御技術科 2年 システム制御技術科 1年 20人  
機械技術科 1年又は2年 - - 20人  
建築技術科 2年 建築技術科 1年 10人」に改め、同表

旭川高等技術専門学院の項中

建築技術科	2年	-	-
システム制御技術科	2年	-	-

を

建築技術科	2年	建築技術科	1年	に改め、同表北見高等技術
システム制御技術科	2年	システム制御技術科	1年	

専門学院の項中

電気工学科	2年	-	-	15人	を
-------	----	---	---	-----	---

電気工学科	1年又は2年	-	-	15人	に、
-------	--------	---	---	-----	----

建築技術科	2年	-	-	10人	を
電子機械科	2年	-	-	10人	

建築技術科	1年又は2年	-	-	10人	に改め、同表
-------	--------	---	---	-----	--------

室蘭高等技術専門学院の項中

金属加工科	2年	-	-	15人	を
精密機械科	2年	-	-	15人	

金属加工科	2年	金属加工科	1年	15人	に改め、同表
精密機械科	1年又は2年	-	-	15人	

苫小牧高等技術専門学院の項中

金属加工科	2年	-	-	10人	を
機械科	2年	-	-	10人	
電気工事科	2年	-	-	10人	

金属加工科	2年	金属加工科	1年	10人	に改め、同表
機械科	2年	-	-	10人	
精密機械科	1年又は2年	-	-	10人	
電気工事科	1年又は2年	-	-	10人	

帯広高等技術専門学院の項中

建築技術科	2年	-	-	20人	を
電気工学科	2年	-	-	20人	
造形デザイン科	2年	-	-	20人	
金属加工科	2年	-	-	20人	

建築技術科	2年	建築技術科	1年	20人	に改め、同表
電気工学科	1年又は2年	-	-	20人	
造形デザイン科	2年	造形デザイン科	1年	20人	
金属加工科	2年	金属加工科	1年	20人	

釧路高等技術専門学院の項中

電気工学科	2年	-	-	20人	を
-------	----	---	---	-----	---

電気工学科	1年又は2年	-	-	20人	に改める。
-------	--------	---	---	-----	-------

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第28号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、知内土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所  
 令和 2.12.30 理 事 吉 田 成 三 上磯郡知内町字森越90番地8

**北海道告示第29号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年1月6日、富

良野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町西長沼東地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和3年1月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、岩見沢市西川南地区、滝川市江部乙北西地区、旭川市福寿地区及び比布町比布中央第2地区の換地処分をした。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘277・331・405（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、342

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高丘277・331・342（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、405

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第33号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡安平町早来瑞穂281の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

早来瑞穂281の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を東神楽町役場の掲示場に掲示した。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年農林水産省告示第2459号
- 2 所在が不明な者 水口 外吉、株式会社ホッケン

#### 北海道告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第772号
- 2 所在が不明な者 福澤 静子、福澤 章

#### 北海道告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道道				
2 路線名	三岩日高線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
沙流郡日高町字富岡182番1地先（河川敷地）から		前	25.42mから	81.00m	—
同郡日高町字富岡182番1地先（河川敷地）まで			37.76mまで		
		後	25.42mから	81.00m	—
			54.82mまで		

#### 北海道告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 美唄富良野線	美唄市字美唄1849番1地先から 同市字美唄1849番1地先まで	令和3.1.19

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道宗谷総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年1月19日

北海道宗谷総合振興局長 竹花賢一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式 1台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 北海道宗谷総合振興局地域創生部地域政策課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年1月19日（火）から同年2月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号  
北海道宗谷総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 令和3年3月1日（月）午前11時（送付による場合は、同年2月26日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 4台分

(イ) 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

イ(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 9台分

(イ) 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年7月21日付け北海道宗谷総合振興局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道宗谷総合振興局のホームページ（[http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/buppin\\_kankei\\_nyusatu\\_baibai\\_tintaisyaku.html](http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/buppin_kankei_nyusatu_baibai_tintaisyaku.html)）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係

- (2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

- (3) 電話番号 0162-33-2910

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : personal computer 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 1, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 26, 2021)

C Contact : Administrative Division, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido  
Government, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan  
Phone : 0162-33-2910

## 道 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月19日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

### 北海道人事委員会規則14-78

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部肢体不自由児総合療育センターの項中「肢体不自由児総合療育センター」を「旭川子ども総合療育センター」に、「事務長」を「事務長 室長 副室長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---